

勤務日の労働時間は減少傾向にあるものの所定・法定労働時間を上回る

——日教組の働き方改革意識調査

日本教職員組合（日教組、清水秀行中央執行委員長、21万9,000人）は先ごろ、「2020年学校現場の働き方改革に関する意識調査」結果を公表した。これによると、勤務日の平均勤務時間（在校等時間）は10時間20分となり、前年より33分減少したものの所定労働時間や法定労働時間を上回っていることが明らかとなった。また、約半数が勤務日や週休日に自宅で仕事を行っていたり、休憩時間を十分に取得できなかったりと、教職員が過酷な環境で働いている状況が浮き彫りとなっている。

調査は、2020年4月1日から施行された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下、「改正給特法」）第7条関連の文科大臣告示（指針）に基づく学校現場の変化に着目したもの。同指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を在校等時間とすることや、時間外在校等時間を月45時間、年360時間までとする勤務時間の上限規制が適用されており、調査ではこれを踏まえた学校の現状について、2020年9月11日～10月12日の期間で尋ねている。対象者は全都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における教職員で、正規教職員のほかに臨時的任用教職員、会計年度任用教職員、再任用教職員も含む。合計3,990人から回答を得た。

2割強が1日平均12時間以上の労働を行う

調査でははじめに、教職員の労働時間を2020年9月における通常の1週間に限定して、学校内の勤務時間と自宅での仕事時間に分けて、勤務日（月～金）と週休日（土・日）について尋ねた。

勤務日（月曜日から金曜日）における学校内の勤務時間（在校等時間）を1日

平均で見ると（表1）、所定労働時間の範囲である「8時間未満」は4.5%にとどまり、残りの95.5%が時間外労働を行っていた。なかでも、「12時間以上」、「13時間以上」、「14時間以上」、「15時間以上」

の合計（以下、「12時間以上」と記載）は22.6%と、全体の2割強にのぼっている。

また、平均勤務時間（在校等時間）は10時間20分となり、前年（10時間53分）と比べて33分短縮したものの、1日の所定労働時間（7時間45分）を2時間35分、法定労働時間（8時間）を2時間20分上回る長さとなっている。

勤務時間が「12時間以上」の比率について、学校種別に見ると、中学校（33.2%）が最も高く、次いで小学校（21.8%）となった。平均勤務時間（在校等時間）で見ても、中学校（10時間44分）、小学校（10時間19分）で10時間を超えている。

また、部活動の顧問別に見ると、「運動部の顧問」（34.5%）が最も高く、次いで「文化部の顧問」（23.9%）となった。平均勤務時間（在校等時間）で見ても、「運動部の顧問」（10時間50分）が最も高く、続けて「文化部の顧問」（10時間29分）となった。

半数が勤務日に自宅で仕事を実施

勤務日における自宅での仕事時間を1日平均で見る

表1 勤務日（月～金）における学校内の勤務時間（1日平均）

	2020年計													
	8時間未満	8時間以上	9時間以上	10時間以上	11時間以上	12時間以上	13時間以上	14時間以上	15時間以上	件数	*1人の時間外労働をし	*2した人の比率	平均値・時分	
2020年計	4.5	11.9	18.1	24.0	18.8	15.6	4.2	1.9	0.9	3278	95.5	22.6	10:20	
学校種別	小学校	4.3	11.4	17.3	26.1	19.2	15.1	4.0	1.7	0.9	1783	95.7	21.8	10:19
	中学校	3.4	9.1	15.5	19.2	19.6	21.2	6.9	3.4	1.6	850	96.6	33.2	10:44
	高等学校	7.5	14.1	21.8	23.8	18.8	12.2	1.3	0.4	...	467	92.5	13.9	9:55
	特別支援学校	5.4	26.2	31.5	24.2	10.1	2.0	...	0.7	...	149	94.6	2.7	9:22
部活動の顧問別	運動部の顧問	3.9	5.7	13.9	20.8	21.3	22.5	6.2	4.0	1.7	972	96.1	34.5	10:50
	文化部の顧問	3.3	10.7	16.9	22.8	22.4	16.9	6.3	0.7	...	272	96.7	23.9	10:29
	顧問はしていない	7.4	18.8	20.7	23.5	13.9	11.7	3.1	0.8	0.3	720	92.6	15.8	9:51
	学校に部活動は設定されていない	3.7	12.9	20.1	26.9	18.9	12.3	3.0	1.2	0.8	1314	96.3	17.4	10:11

と、自宅で何らかの仕事をしている人は55.8%と、半数以上にのぼった。平均仕事時間は39分となり、前年(49分)に比べて10分短縮している。さらに、勤務日における自宅での仕事時間と学校内勤務時間(在校等時間)を合わせた教職員の労働時間数(1日平均)を計算すると10時間59分となり、前年(11時間42分)と比べて43分短縮した。

学校種別で見ると、いずれの学校でも自宅で仕事をした割合は5~6割を占めており、特に小学校(61.0%)が高くなっている。平均仕事時間も小学校(42分)が最も高く、その他の学校でも30分台となった。

部活動の顧問別で見ると、「学校に部活動は設定されていない」(63.6%)が最も高く、「文化部の顧問」(59.2%)、「運動部の顧問」(53.6%)で5割を超える。

半数近くが週休日に出勤

週休日(土曜日、日曜日)における学校内の勤務時間(在校時間等)を1日平均で見ると、週休日に学校に出勤しない(「0時間」と回答した)割合は51.2%と半数を超えるものの、残りの48.8%は出勤していた。平均勤務時間(在校等時間)は1時間37分となり、前年(1時間53分)と比べて16分短縮している。

学校種別で見ると、中学校(73.8%)が7割を超えて最も高く、次いで高等学校(63.4%)となった。一方、小学校(37.4%)は4割を下回り、特別支援学校(4.7%)では少数となっている。平均勤務時間(在校等時間)で見ても、中学校(2時間46分)と高等学校(2時間37分)は高くなっている。

部活動の顧問別で見ると、顧問は週休日に出勤している人が多く、「運動部の顧問」(83.6%)が8割以上、「文化部の顧問」(59.9%)が約6割にのぼっている。平均勤務時間(在校等時間)で見ても、「運動部の顧問」(3時間18分)が最も高く、次いで「文化部の顧問」(2時間3分)の順となっている。

週休日に自宅で仕事をする割合も半数超に

週休日における自宅での仕事時間を見ると、自宅で何らかの仕事をしている人は54.3%と半数以上にのぼった。平均勤務時間は1時間3分となり、前年(1時間15分)と比べて12分短縮している。さらに、週休日における自宅での仕事時間と学校内勤務時間(在校等時間)を合わせた教職員の労働時間数(1日平均)

は2時間40分となり、前年(3時間8分)と比べて28分短縮する結果となった。

学校種別に見ると、いずれの学校種でも5割前後を占めており、特に小学校(59.3%)、特別支援学校(56.4%)が高くなっている。平均勤務時間で見ても、小学校(1時間10分)、特別支援学校(1時間)の順となっている。

部活の顧問別で見ると、「学校に部活動は設定されていない」(61.8%)が最も高く、「文化部の顧問」(58.1%)、「運動部の顧問」(52.2%)となった。

なお、勤務日と週休日における勤務時間(在校等時間)と自宅仕事時間を合計した1週間の労働時間を算出すると、60時間15分となり、前年(64時間46分)と比べて4時間31分短縮したが、依然として法定労働時間(40時間)を20時間以上も上回る結果となっている。

小中学校では休憩時間の短さが顕著に

休憩時間の実態について、実際に取れている時間(1日平均)を見ると、休憩時間が全く取れない(「0分」と回答した)割合は29.8%、「15分未満」は19.2%にのぼった。平均休憩時間は15.4分にとどまり、法定休憩時間を大幅に下回っている。

学校種別で見ると、休憩時間が「0分」の割合は小学校(35.9%)、中学校(32.6%)で3割を超えている。平均休憩時間で見ても、高等学校(29.2分)と比べて、小学校(11.9分)や中学校(15.1分)が短い結果となった。

8割の管理職が教職員の勤務状況を把握

調査では続けて、教職員の勤務の把握状況と取り組みについて尋ねている。

管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況は「把握している」が80.1%となり、前年(65.4%)と比べて大きく増加した。改正給特法第7条関連である勤務時間の上限規制を背景に、管理職による把握が進んでいることが伺える。一方、「把握していない」は3.1%で少数となったが、「把握しているかどうかかわからない」は15.6%におよんでいる。

また、文部科学省が制定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日制定)では、勤務時間(在校等時間)の把握は、従来の「自己申告」や「管理職による目視」ではなく、ICTの活用やタイムカード等の客観的な方法を用いる

ことが求められている。そこで、管理職が出勤、退勤を「把握している」と回答した人に対し、どのような方法で把握しているか見ると(表2)、「タイムカード」、「PCのログイン、ログアウト」などによる客観的な方法での把握は69.0%となった。前年(42.7%)より大きく増加し、普及が進んだことが伺える。

一方、非客観的な方法での把握は25.6%。内訳を見ると、「管理職による目視」が3.4%と、前年(16.2%)と比べ大きく減少したものの「自己申告」は22.3%で、前年(29.7%)より減ったものの、まだ2割超あった。

土・日、祝日の学校における勤務(部活指導含む)の管理職による把握状況は、「把握している」が51.4%となり、前年(39.3%)より増加した。「把握していない」は12.6%、「把握しているかどうかわからない」は34.7%におよんでいる。

また、管理職が把握している自分の勤務時間(在校等時間)を組合員自身が確認できるかを見ると、「できる」が71.1%、「できない」が27.2%となった。「できない」割合を学校種別に見ると、高等学校で34.1%と最も高く、他の学校種でも3割弱を占めている。

さらに、管理職が把握している在校等時間の確認が「できる」組合員に対して、その記録が実際の勤務時間と一致しているか見たところ、「一致している」(70.4%)が、「異なる」(9.3%)を大きく上回った。その一方で、「わからない」も20.1%となった。

進む勤務時間の基本的知識の周知

調査では続けて、改正給特法や先述した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(以下、「勤務時間指針」)、加えて「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知。以下、「事務次官通知」)に関する周知状況も尋ねている。

事務次官通知、勤務時間指針、改正給特法に関する9項目について、どの程度の周知度があるか尋ねたところ(図1)、「具体的内容を知っている」と「ある程度のは知っている」の合計(以下、<知っている>)では、「勤務時間(在校等時間)は休憩を除いた時間」が70.6%と最も高く、次いで「時間外勤務時間の上限の設定」(67.9%)、「勤務時間(在校等時間)の客観的方法による計測化」(57.1%)となった。その他の項目でも<知っている>は5割前後。その一方

表2 管理職による教職員の出勤、退勤時刻等の把握方法(管理職により出退勤を把握されている人)

	タイムカード	ICT等(IDカードなど)	PCのログイン・ログアウト	管理職による目視	自己申告	その他	無回答	件数	*客観的方法計	*非客観的方法計
2020年計	26.9	20.6	21.5	3.4	22.3	5.0	0.4	3194	69.0	25.6
(2019年計)	19.1	8.8	14.8	16.2	29.7	10.9	0.5	5937	42.7	45.9
学校種別										
小学校	24.7	20.8	22.3	3.4	23.1	5.5	0.2	1791	67.8	26.4
中学校	21.9	21.8	21.8	2.7	25.8	5.4	0.5	852	65.6	28.5
高等学校	42.9	17.7	14.5	4.7	16.9	3.1	0.3	385	75.1	21.6
特別支援学校	38.7	18.3	31.0	2.8	5.6	1.4	2.1	142	88.0	8.5

※下線数字は「2020年計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「2020年計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「2020年計」より15ポイント以上多いことを示す

※「ICT等(IDカードなど)」は、2019年は「IDカード等」と表記

で「1年単位での変形労働時間制の適用」(44.5%)や、「持ち帰り業務の把握・縮減」(44.4%)の<知っている>割合は4割台にとどまっている。

次に、上限指針等の制定により上限時間が定められたことについて地方教育委員会(以下、「地教委」)や管理職からの説明があったかどうか見ると、「あった」は62.0%、「なかった」が36.2%となった。また、説明の有無による上限時間の制定への理解度については、地教委や管理職から説明があった人の場合、<知っている>割合は77.4%、そのうち「具体的内容を知っている」は29.5%となっている。これに対し、「説明がなかった」人の場合、<知っている>割合は51.7%、「具体的内容を知っている」は14.8%となった。地教委や管理職からの説明が、教職員の認識と理解促進に影響を与えていることが伺える。

夏季休業中の連続休暇取得は0.3日減

調査では他にも夏季休業中の休暇日数の状況や業務負担について尋ねている。

夏季休業中の学校閉庁日の有無を見ると、「ある」が96.9%と、ほぼ全ての学校に設けられており、平均の学校閉庁日数は3.5日となっている。

また、夏季休業中に連続して取得できた休暇日数(学校閉庁日や土・日、祝日を含む)を見ると、「5日~9日」が58.6%と半数以上を占めている。次いで「1日~4日」は19.2%、「10日」は11.6%にとどまった。平均の連続休暇日数は6.5日となり、前年(6.8日)と

比べて0.3日の減少。学校種別に見ると小学校（6.9日）、特別支援学校（6.7日）、中学校（6.3日）は6日を上回っているのに対し、高等学校（5.4日）は5日台にとどまった。

夏季休業期間中の休暇を計画通りに取得できたかを見ると、「計画通りに取得できた」（45.9%）と「だいたい取得できた」（37.6%）の合計は83.5%で、8割以上を占めた。

夏季休業中の業務負担は前年比4割減

2019年と比べた2020年の夏季休業中の業務負担の変化を見ると、「減少した」は40.1%、「増加した」は25.7%となった。この背景について、本文では「今年度は、夏季休業期間が短縮されたため、出張・研修、会議等は例年に比べ最小限に抑えられている」と指摘しており、こうした取り組みが少なからず影響を与えていることがうかがえる。

学校種別に見ると、小学校（「減少した」が44.4%、「増加した」が22.8%）、中学校（同38.3%、26.5%）、特別支援学校（同33.3%、32.3%）では「減少した」が「増加した」を上回っているが、高等学校（同28.1%、34.6%）では「増加した」が「減少した」を上回った。

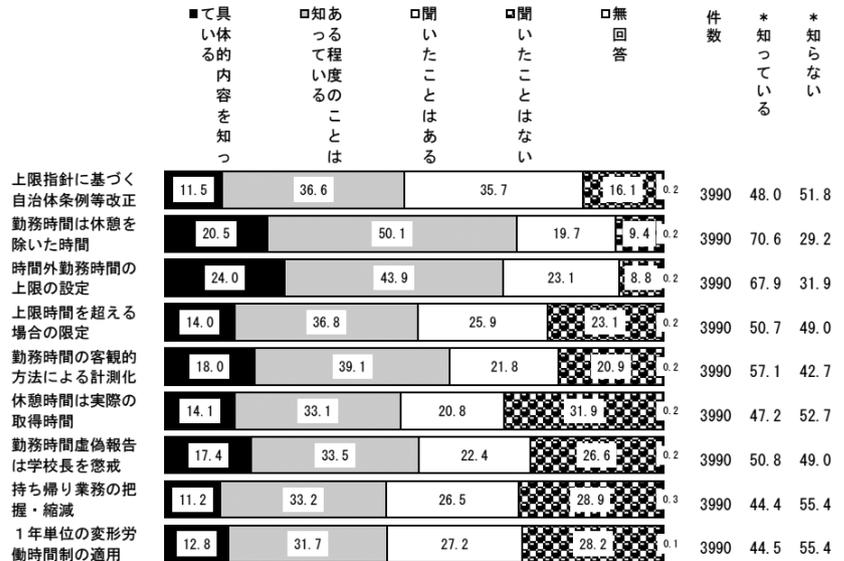
部活の顧問別では、「運動部の顧問」（同36.4%、28.4%）、「顧問はしていない」（それぞれ41.6%、23.8%）、「学校に部活動は設定されていない」（それぞれ43.3%、23.3%）では「減少した」が「増加した」を上回っているが、「文化部の顧問」（それぞれ33.0%、33.6%）では「増加した」が「減少した」を上回っている。

半数近くが安全衛生委員会の設置有無が「わからない」状態に

調査では最後に、安全衛生委員会の設置状況について尋ねている。

安全衛生委員会の学校または地教委における設置状況を見ると、設置の有無について「校内または地教委に設置されている」が44.6%。一方、「わからない」も49.7%と半数近くを占める。長時間勤務者への対応など教職員の労働安全衛生の確

図1 「事務次官通知」「勤務時間指針」「改正給特法」の周知度



保、児童・生徒の安全を守るための組織として、周知の必要性が伺える。

また、安全衛生委員会が「校内または地教委に設置されている」と回答した人のうち、勤務時間（在校等時間）が上限を超えた人について、安全衛生委員会で情報が共有されているか見ると、「わからない」（45.3%）が最も高く、「共有されていない」（27.6%）も3割弱にのぼった（図2）。

なお、調査結果からは、留守番電話の設置状況について、59.7%の学校で「設置されていない」ことも分かった。

図2 勤務時間（在校等時間）が上限を超えた人について、安全衛生委員会で共有している情報（安全衛生委員会が設置されている人、複数選択）

